

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応 (2020年3月25日)

A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd.

- 昨日、プラユット首相が3/26からの緊急事態宣言を出した件で先程、ウィサヌ副首相が会見して速報をお送りしましたが、公式文書を入手しましたので、3ページ目に貴社事業や皆様の生活に係る部分について取り急ぎ要約いたします。また、本規則の**運用については実際に始まらないと不明な点が多いもの**の下記についてご案内いたします。なお、外出禁止令については今回の措置が効果無い場合、発令の可能性が残ります。
- **外国人の入国**について、第3項の非タイ国籍で就労許可証を所持または当局から就労許可を得た者は例外的に入国可能な点ですが、例えば今回、新規に駐在される日本人の方のように、**現在就労許可証を所持しない方**については、ノンイミгранトBビザ以外に**タイ入国前に労働局から就労事前許可（トートー3）を取得することでタイ入国が却下されるリスクが低くなる**と考えます。ただし、**COVID-19陰性の診断書提示を求め民間航空庁（CAAT）から航空会社への実務指針が改正される**ことが前提です。
- **越境移動**について、ウィサヌ副首相が会見で発言したように第13項の県を跨ぐ越境移動は**容易にできないように検問所を作り**、体温測定等を行うそうです。もちろん、運転手を含め車に乗車される方全員が平熱であれば問題ないですが、一人でも発熱して引っかけると**全員が隔離されるリスク**があります。したがって、可能であれば少なくとも越境移動の運用が安定するまでの当面の間、貴社所在地と住居が同一県（都）内に無い場合は**テレワークにするか、あるいは同一県（都）内に仮住居を手配**することをお勧めいたします。
- COVID-19に関する法務、労務、税務等の問題について、弊社お客様については無料でメールでのご相談に応じます。ただし、公益のため皆様と共有すべきと判断するご相談内容については、会社、個人等を特定できない形でシェアする場合がございますので予めご了承願います。
- 弊社でも自主的に時差出社やテレワークを一部適用しておりますが、今後外出禁止令が出ない限り、お客様へのサービス提供は通常通りとなります。万一、弊社担当と連絡が取れない場合、井上もしくは南里宛にご一報いただければ幸いです。

2548年緊急事態での行政管理令第9条に従う規則- 重要部分の抜粋

1. 感染の危険が継続する施設の**閉鎖**(第2項)
 - ・全都県におけるスポーツ施設、遊園地等
 - ・バンコク都及び周辺県におけるパブ、マッサージ、スパ、フィットネス等娯楽施設
 - ・都または各県の判断で、その他自然公園、博物館、図書館、ターミナル、市場、デパートの一部または全部。ただし、生活必需品、交通を除く。
2. いかなる交通手段における**タイへの入国禁止** (第3項)
ただし、①首相等による許可、②必需品を運送する者（配達後、速やかに出国）、③一定時間経過後の出国が明らかな交通機関の運転・操縦者、スタッフ、④外交官、⑤**非タイ国籍で就労許可証を所持または当局から就労許可を得た者**、⑥一定の条件を満たしたタイ国籍者は例外。
④、⑤、⑥は出発の72時間前に発行されたFit to Fly診断書*を有し、かつ担当官の判断により伝染病法に基づき入国後アプリによる監視及び14日間以上の隔離を行う。*旅行可能な健康状態である事を診断
3. ①70歳以上の**高齢者**、②高血圧・糖尿病・呼吸器病・循環器病、アレルギー等**基礎疾患**のある者、③5歳以下の**幼児**の**外出自粛**。ただし通院、証券取引、ATMから引出し等のための外出は当局の許可により可能。ただし、条件または時間等により無許可の外出も別途告知により可能 (第8項)
4. 不要不急の**県を跨ぐ越境移動の自粛**(第13項)

2548年緊急事態での行政管理令

緊急事態宣言（緊急事態令第5-10条）

- 原則、閣議承認により首相が発令。最大3か月有効。
- 首相が下記命令を発令可能。
 - ①一定期間の外出禁止、②不安をもたらす集会の禁止、③社会不安を煽る、誤解させるような報道・情報発信の禁止、④交通機関、車両使用の禁止、⑤建物の使用・立入禁止、⑥指定地域からの市民の退去命令、当該地域への立入禁止

非常事態宣言（緊急事態令第11条）

- 原則、閣議承認により首相が発令。最大3か月有効。
- 首相が**緊急事態宣言の内容に加えて一定の条件下で**下記命令を発令可能。
 - ①通常の手続無しでの逮捕・拘束命令ができる告知の発行、②事情聴取・召喚命令ができる告知の発行、③緊急事態を引き起こす活動で使用する武器、物品、消費財、化学品、その他の押収命令ができる告知の発行、④建物・構築物の検査、取壊し、破壊命令ができる告知の発行、⑤書状、書籍、印刷物、通信等の検査命令、通信手段の一時停止命令ができる告知の発行、⑥特定の行為禁止命令ができる告知の発行、⑦タイ国から出国禁止命令ができる告知の発行、⑧外国人に対し強制出国命令ができる告知の発行、⑨武器、医療機器、物品、消費財、化学品、その他の物品設備の販売、購入、使用、所有の報告、規制命令ができる告知の発行、⑩軍隊に対し行政官、警察官を支援する命令

緊急事態令9,10,11,13条に違反の場合、最高2年の懲役または、最高4万バーツの罰金、あるいは併科

バンコク都と周辺県境の検問所

バンコク都のチェックポイントが26日から12か所に拡大しましたので下記ご案内いたします。パスポート、ワークパーミット原本の携帯をお勧めします。

1. ถนนแจ้งวัฒนะ บริเวณสะพานข้ามแยกคลองประปา, チェーンワッタナ路クロンプラパー陸橋付近BIG C前
2. ถนนสุวินทวงศ์ บริเวณใต้ควมมหานคร スウィンタウォン路マハナコーン高速道路下
3. ถนนคู่ขนานกาญจนาภิเษก ซอย 39 ガンジャンナーピセーク路（環状道路）側道ソイ39
4. ถนนสุขุมวิท บริเวณ BTS แบริ่ง スクムビット路BTSベーリング駅付近
5. ถนนราชพฤกษ์ บริเวณหน้าศูนย์โตโยต้า พื้นที่คลังชั้นทารินチャン区ラチャプルック路トヨタディーラー付近
6. ถนนสุขสวัสดิ์ ใต้สะพานภูมิพล スクサウッド路プーミポン橋下
7. ถนนพระราม 2 ซอยพระราม 2 ซอย 92 ラマ2世路ソイ92 PTTガソリンスタンド前
8. หน้ามหาวิทยาลัยเอเชีย ถนนเพชรเกษม ขาเข้า เขตหนองแขม เพ็ทคาセム路ナコンパトム県境アジア大学前
9. หน้าตึกเอนเซ็น ถนนบางนา-ตราด ขาเข้า เขตบางนา บันนาร์トラート路サムットプラカーン県境ネーションタワー前上り線
10. บริเวณคลังสินค้า ประตู 7 ถนนวิภาวดีรังสิต ขาเข้า เขตดอนเมือง วิภาวดีเอー路ドンムアン区第7貨物ゲート付近上り線
11. ทางยกระดับดอนเมืองโทล์เวย์ ด้านดอนเมือง เขตดอนเมือง ทอ์ルเวย์ดอนムアン 1 料金所上り線
12. ด้านบางจาก ทางยกระดับบูรพาวิถี ขาเข้า เขตพระโขนง บูราパウิตี้ー高速道路バーンジャーク料金所上り線

หมายเหตุ : เป็นด่าน 24 ชม. ตรวจสอบประชาชน , ตรวจสอบการใส่หน้ากากอนามัย , วัดไข้ , ชักประวัติการเดินทาง ขอให้ประชาชนเพื่อเวลาเดินทางอย่างน้อย 1 ชั่วโมง 24時間オープン。IDカード、マスク、検温、移動目的の確認。移動には1時間多く見てください。